令和７年度 放課後児童会入会案内

習志野市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図り、遊び及び生活指導を通して異年齢集団の中で自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る為、放課後児童会を開設しています。

習志野市ご当地キャラ「ナラシド♪」

放課後児童会について

≪ 開 室 時 間 ≫

- **放課後～午後７時**

（土曜日、春・夏・冬休み、行事等による小学校の休業日は、午前８時～午後７時）

※午後６時以降の保育を希望する場合は、児童の安全確保のため、お迎えが必要となります。

※谷津南小学校にバスで通う方は、降車停留所である「奏の杜三丁目バス停」までのお迎えが必要となります。また、バス停で児童の引き渡しができなかった場合は、児童の安全確保のため児童会まで連れて帰ります。その際は児童会まで保護者のお迎えが必要となりますので、御注意ください。

≪ 休 所 日 ≫

- **日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日、その他市長が特に必要と認めた日**

≪ 開 室 場 所 ≫

- **市内各小学校内及び幼稚園、習志野市こどもセンター隣、**

※分割し運営している児童会もありますが、入会場所の選択はできません。

≪ 対 象 児 童 ≫

- **保護者の労働等により、下校しても家庭に保護者等がいない児童**

1. 小学１～３年生の児童及び特別な支援を要する児童の入会を優先します。
2. １を踏まえて小学４～６年生の入会を決定します。

≪ 生 活 内 容 ≫

- 異なる学年の児童が一緒に生活します。
- 放課後児童会職員のもとで、個別的、集団的な指導が行われます。
- 特別な学習指導は行いませんが、宿題などは生活指導の中で行います。

入会申請方法

≪ 受 付 場 所 ≫

児童育成課の窓口又は郵送（必着）

窓口申請の場合は、平日午前８時半～午後５時です。

≪受付期間・締切日≫

- 令和７年４月入会（※１１月に市ホームページ掲載）

受付期間

受付区分	受付期間
継続申込	令和６年１１月１５日（金）～令和６年１１月２９日（金）
新規申込	令和６年１２月２日（月）～令和６年１２月２３日（月）

※継続申込の対象は、令和６年１１月１日時点で児童会を利用している児童です。

※新規申込の対象は、新１年生及び児童会を利用したことのない児童や児童会を利用したことはあるが、令和６年１１月１日時点で利用していない児童です。

※転入・転居等の特別な事情による場合の入会申請については、児童育成課に御相談ください。

- 令和７年５月～令和８年３月入会

入会希望月の前月１日～１２日までの間（休業日にあたるときは翌営業日）

入会月	受付期間	入会月	受付期間
5月	４／１（火）～４／１４（月）	１１月	１０／１（水）～１０／１４（火）
6月	５／１（木）～５／１２（月）	１２月	１１／４（火）～１１／１２（水）
7月	６／２（月）～６／１２（木）	1月	１２／１（月）～１２／１２（金）
8月	７／１（火）～７／１４（月）	2月	１／５（月）～１／１３（火）
9月	８／１（金）～８／１２（火）	3月	２／２（月）～２／１２（木）
１０月	９／１（月）～９／１２（金）		

※障がいがある児童や、特別な支援を必要とする児童は入会申請時に面談を行います。お電話にて事前予約の上、児童と一緒に児童育成課へお越しください。なお、継続利用の児童は面談を行う必要はありません。

≪入会について≫

- 入会日は各月１日
- 入会期間は年度毎（４月から翌年３月末日）
  ※保護者が有期雇用の場合は、雇用期間内まで
- 翌年度の継続利用についても、新たに申請が必要です。
  ※申請期日までに必要書類が提出されない場合、入会希望月に御利用いただけない場合がございます。あらかじめ御了承ください。

≪退会について≫

- 退会希望月の１２日までの間に「放課後児童会退会届」を児童育成課へ郵送または窓口へ提出。（１２日が休業日にあたるときは翌営業日）
  （例）５月末で退会する場合は５月１２日（１２日が休業日にあたるときは翌営業日）までに提出

- 郵送で提出する場合は、１２日　必着　（１２日が休業日にあたるときは翌営業日）

※郵送と同時に児童育成課まで**郵送した旨を必ず電話で御連絡ください。**
※児童育成料に未納がある場合は郵送での受付はできません。
※「放課後児童会退会届」が児童育成課に期限までに届かない場合、退会とならず、翌月の料金が発生することもありますので御注意ください。

≪春休み期間の入会について≫

令和７年３月入会と令和７年４月入会のそれぞれの申請が必要となります。２頁の各月の受付期間を御確認の上、申請漏れに御注意ください。

≪ 提 出 書 類 ≫

① **放課後児童会入会申請書兼放課後児童会おやつ提供申込書（別記第１号様式）**
児童一人につき、一枚記入してください。
児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種書類
※６５歳未満の家族全員に、以下のいずれかの書類が必要となります。
※単身赴任の場合も在職証明書の添付が必要です。
② **就労証明書等**
③ **児童育成料減免申請書**
※きょうだいで入会される場合の、減免対象者は上の子のみです。

入会の要件	必要書類	備考
就労 ・シフト勤務の方は １・２が必要です ・自営業等の方は １・３が必要です	【全員】 １.就労証明書 【シフト勤務の方】 ２.シフト表（提出月分） 【自営業・フリーランスの方】 ３.就業内容や実態がわかるもの 前年度確定申告書もしくは源泉徴収票等（就業し収入がある証明）もしくは契約書・営業許可書・営業広告・開業届・受注伝票等（自営業を証明するもの）等の写し	・就労証明書は、勤務先に依頼してください。 ・自営業等の方は、就労証明書を御自身で記入してください。 ・勤務先が複数の場合は、それぞれの就労証明書を御提出ください。 ・継続的に放課後児童会を利用する方で、就労証明書に雇用期間の記載がある方については、入会後も改めて提出する必要があります。提出されない場合は、「就業終了」とし、入会要件が満たないものとみなす場合があります。 ・育児休暇復帰予定で入会申請され、きょうだいが保育所入所申請中の場合は、その旨を入会申請時にお申し出ください。また、保育所入所結果についても後日、保護者より児童育成課へ御連絡ください。
疾病又は障がい	１.本人の診断書の写し ※詳細については児童育成課までお問い合わせください。 ２.本人の障がい手帳・療育手帳等の写し	１．２のどちらかを書類を提出してください。
親族の介護	１.介護を受ける親族の診断書の写し ２.介護を受ける親族の障がい者手帳・療育手帳の写し	１．２のどちらかを書類を提出してください。
出産の前後	出産（予定）した児の母子手帳の写し	・母子手帳の表紙と出産（予定）日の写しを提出してください。 ・期間は出産予定月の前２か月、後２か月です。 ・多胎妊娠の場合は前３か月、後２か月です。 ・育児休暇中は利用対象外です。
就学	１.在学証明書の写し ２.カリキュラムの写し	１．２の書類が必要です。 ※趣味の講座やスクーリングのない通信教育は認められません

※その他上記に類する状態にあるとき（就職活動中で児童の保育にあたれない等）、
入会できる期間は原則として１か月となります。

≪ 書 類 配 布 ≫

- 入会書類一式については、児童育成課窓口にて配布
- 市ホームページからダウンロード可能

※各児童会で配布はしておりませんので御注意ください。

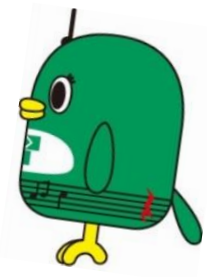

入会申請の流れ　※新年度の申込を除く

1. 小学１～３年生児童及び特別な支援を要する児童の入会を優先します。
2. １を踏まえて小学４～６年生の入会を決定します。

申　　請

・入会希望日の前月１日～１２日（１２が休業日にあたるときは翌営業日）までに、申請書類を児童育成課へ提出してください。

審　　査

・小学１～３年生申請者数、施設の受入状況、入会申請書類などを総合的に審査し小学４～６年生の入会の承諾・不承諾を決定し、決定通知書を送付します。

入会承諾・不承諾

・**「入会承諾者」**は後日、児童会ごとに開催する入会説明会に御参加いただきます。
・**「入会不承諾者」**は、同申請書で次月以降も入会審査を行います。**不承諾後、審査にて入会承諾となった場合は、児童育成課より連絡します。**申請書の扱いは年度中（３月まで）有効となります。

※申請の取り下げや申請内容に変更が生じた際は児童育成課まで御連絡ください。

入会説明会

※説明会当日は、児童と一緒に児童会へお越しください。
※入会説明会の日程については、入会決定通知と併せて御案内します。

入　　会

※入会月の１日（休所日を除く）から利用可能です。

※障がいをお持ちの児童や、集団生活上で特別な支援を必要とする児童は入会申請時に面接を行いますのでお電話にて事前予約の上、お子さんと一緒にお越しください。

料金

≪ 児 童 育 成 料 ≫

※令和７年度については、「習志野市使用料・手数料等の単価の積算基準」に基づき、見直しとなることから<u>放課後児童育成料については、未定</u>です。

【参考】（令和６年度）

- 児童１人につき　月額８，０００円（８月は９，３９０円）

※児童育成料は、施設の維持管理や運営に必要な経費の一部を利用者に負担していただくもので、入会（在籍）期間中にあっては児童会の利用の有無に関わらずお支払いいただきます。（日割計算はしていません。）

≪ お や つ 代 ≫

- 児童１人につき　月額２，０００円

※おやつ代は、放課後児童会の入会（在籍）期間中、食べるおやつの実費を月額でお支払いいただくものです。

※つだぬま、藤崎、大久保東、東習志野、秋津、袖ケ浦西、袖ケ浦東、屋敷、向山、鷺沼児童会では運営委託事業者がおやつ代(月額２，０００円)を徴収します。

≪児童育成料及びおやつ代の納付について≫

※児童育成料及びおやつ代の納付は、原則口座振替となります。
なお、運営業務委託を実施しているつだぬま、藤崎、大久保東、東習志野、秋津、袖ケ浦西、袖ケ浦東、屋敷、向山、鷺沼児童会に入会される方につきましては、運営委託事業者がおやつ代を徴収しますので、児童育成料のみ口座振替となります。

※「口座振替依頼書」に記入、押印後、金融機関に提出してください。

※振替日は毎月末日（金融機関の休業日にあたるときは翌営業日）です。
振替ができなかった場合は、再度振替はできません。後日、納付書を送付しますので、すみやかに金融機関の窓口で納付してください。

※納付書でのコンビニ支払いはできません。

※児童育成料やおやつ代のお支払いについて御相談等がありましたら、児童育成課まで御連絡ください。

減免

以下にあてはまる場合は、「児童育成料減免申請書」を提出してください。

※該当者は、入会申請時もしくは要件を満たした時点で提出してください。

【※金額は参考となります。】

	減免対象区分・必要書類	児童育成料 （参考）令和６年度	おやつ代
1	**２人以上の児童を入会させる世帯** ・添付書類は不要です。	4,000 円 （8月：4,690 円）	減免なし
2	**生活保護法の規定による保護を受けている世帯** ・生活保護受給証明書	無料	無料
3	**市民税非課税世帯** ・令和７年度　市民税・県民税非課税通知書の写し	無料	無料
4	**市民税均等割のみ課税世帯** ・令和７年度　市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和７年度　市民税・県民税納税通知書の写し	4,000 円 （8月：4,690 円）	減免なし
5	**市民税所得割世帯合計 5,000 円以下課税世帯** ・令和７年度　市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和７年度　市民税・県民税納税通知書写しの写し	2,660 円 （8月：3,130 円）	減免なし
6	**市民税所得割世帯合計 10,000 円以下課税世帯** ・令和７年度　市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和７年度　市民税・県民税納税通知書の写し	4,000 円 （8月：4,640 円）	減免なし

問い合わせ

放課後児童会について御相談、御質問がございましたら児童育成課まで御連絡ください。

〒２７５－８６０１
習志野市鷺沼２－１－１
習志野市役所 こども部　児童育成課
TEL　０４７－４５３－７３７９（直通）

名　　称	開設場所	住　　所	電話番号（FAX）
袖ケ浦西児童会	袖ケ浦西小学校内	袖ケ浦１丁目１番１号	４５１－５０７０
大久保第一児童会	大久保小学校内	藤崎６丁目9番28号	４７６－８４５９
大久保第二児童会			４７６－８４６４
大久保第三児童会			４７６－８４５７
大久保第四児童会			４７６－８４５８
鷺沼第一児童会	鷺沼小学校内	鷺沼３丁目１番１号	４５１－８３０７
鷺沼第二児童会			４５１－８３１７
鷺沼第三児童会	こどもセンター隣	鷺沼１丁目８番２８号	４５１－００５５
谷津第一児童会	谷津小学校内	谷津５丁目１番３２号	４７６－８４７４
谷津第二児童会			４７６－８４７６
谷津第三児童会			４０３－２１８１
谷津第四児童会			４７８－７６６５
谷津第五児童会			４７０－２２００
谷津第六児童会	谷津幼稚園内	谷津５丁目１番１７号	４７６－８８０８
大久保東児童会	大久保東小学校内	大久保２丁目１２番１号	４７５－４６６２
東習志野第一児童会	東習志野小学校内	東習志野３丁目４番２号	４７５－６９６０
東習志野第二児童会			４７９－０１９０
東習志野第三児童会			４７４－７０３０
実花第一児童会	実花小学校内	東習志野６丁目７番２号	４７８－８９９８
実花第二児童会			４７４－４１５０
つだぬま第一児童会	津田沼小学校内	津田沼４丁目５番２号	４５１－７４１６
つだぬま第二児童会			４５１－７７７６
つだぬま第三児童会	津田沼幼稚園内	津田沼４丁目５番１号	４５３－５６７７
向山第一児童会	向山小学校内	谷津２丁目１６番３２号	４５１－５０７２
向山第二児童会			４５４－２５１５
実籾児童会	実籾小学校内	実籾１丁目２５番１号	４７８－３３３４
藤崎第一児童会	藤崎小学校内	藤崎４丁目１２番１号	４７８－３３４８
藤崎第二児童会			４７４－７８８０
屋敷第一児童会	屋敷小学校内	屋敷２丁目１番１号	４７８－３７４９
屋敷第二児童会			４７１－８０１１
屋敷第三児童会	屋敷幼稚園内		４７５－０２００
秋津児童会	秋津小学校内	秋津３丁目１番１号	４５１－１２０１
袖ケ浦東児童会	袖ケ浦東小学校内	袖ケ浦５丁目１１番１号	４５１－５０７１
香澄児童会	香澄小学校内	香澄４丁目６番１号	４５１－４４０２
谷津南第一児童会	谷津南小学校内	谷津３丁目１番３６号	４５３－４７０６
谷津南第二児童会			４５４－０８８０
谷津南第三児童会			４５４－３０１０
谷津南第四児童会			４５２－０１１５

※入会場所は選択できません。